

令和7年度積算基準等の主な改定内容

1. 働き方改革に取り組める環境整備

(1) 週休2日制工事における間接工事費等の補正

週休2日の実現に向けた環境整備として、通期の補正を廃止し、週単位及び月単位の補正を新設。労務費、共通仮設費、現場管理費について補正係数を設定。

(2) 現場環境改善費の設定

現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用について、実態を踏まえ、これまでの率での計上ではなく、積上げ計上とする。

2. 円滑な施工体制の確保

(1) 大規模災害における復興係数・復興歩掛（継続）

平成23年東日本大震災（岩手・宮城・福島県内）及び平成28年熊本地震（熊本県内）の被災地では、工事に必要な資材等の不足や作業効率の低下が発生していることから、実態調査の結果を踏まえ、間接工事費の補正等について一部見直しを行ったうえで、令和7年度も継続。

(2) 測量業務の諸経費

実態調査の結果を踏まえ、測量業務の諸経費率を改定。

3. その他の現場実態を踏まえた改定

(1) 土木工事

① 土木工事標準歩掛

歩掛調査の結果を踏まえ、歩掛を改定する。

【農林単独】

機械施工の共通事項（機種を選定）、機械（不整地運搬車）小運搬、リフト台車によるプレキャストコンクリート水路据付、硬質ポリ塩化ビニル管人力布設、〃機械布設、強化プラスチック複合管機械布設、基盤整地及び簡易整備、暗渠排水工、レーキドーザ抜根、〃排根、リッパドーザ岩掘削、リッパドーザ（耕起・深耕）、水替工（小口径）、たて込み簡易土留

【2省共同】

裏込工（ブロック張）【SPへ統合】、安定処理工（自走式土質改良工）、既成杭の杭頭処理工、アースオーガ工【廃止】、軟質地盤処理工（スラリー攪拌工）、排水材設置工（構造物背面排水材）、PC橋架設工、排水材設置工（水平排水層）【新設】、じゃかご【廃止】、大型土のう工、締切排水工、鋼製足場、仮橋・仮栈橋工、バイブロハンマ工（鋼矢板・H形鋼矢板）、油圧圧入工、〃引抜工※、重建設機械分解組立運搬 ※油圧圧入工（硬質地盤）にハット形鋼矢板を【新設】

② 施工パッケージ関係

施工パッケージ歩掛を改定する。

土質変化率、土工、コンクリート工、消波根固めブロック工、路盤工、暗渠排水管布設、鋼橋床版工の改正のほか、日当り標準作業量を見直し

(2) 調査・測量・設計業務

① 旅費交通費

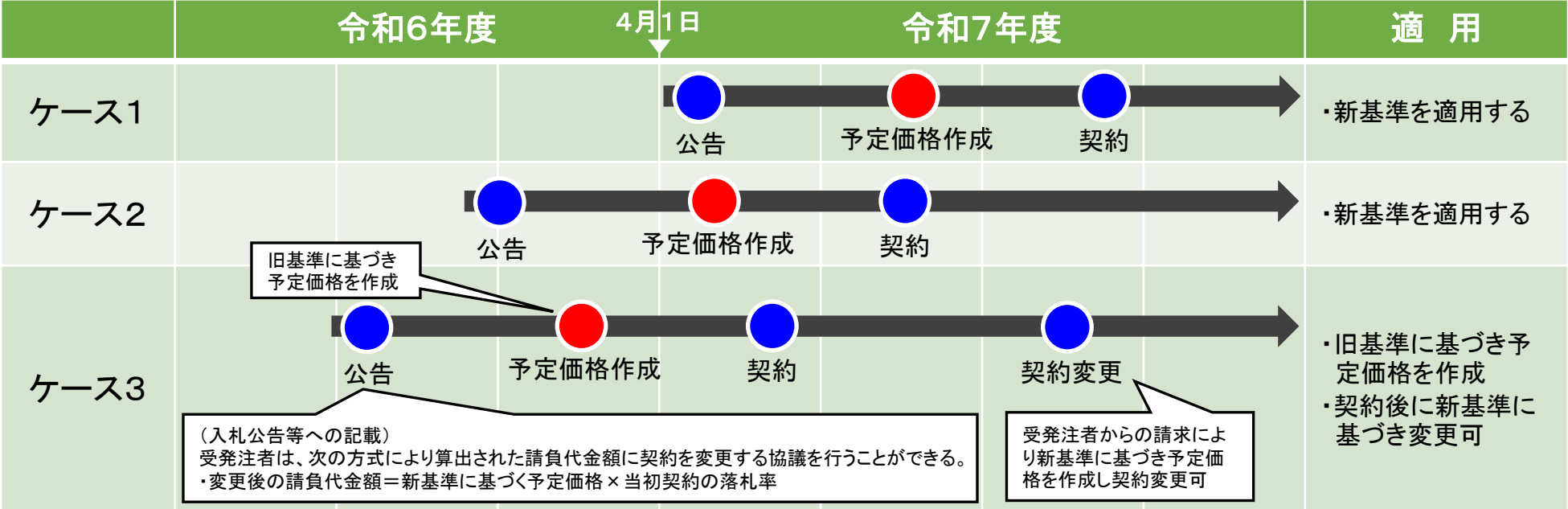
国家公務員等の旅費に関する法律等の改正を踏まえ、旅費交通費積算要領を改正。

4. ICTの更なる拡大

令和7年4月の改正において、これまで施工規模1,000m3以上を対象とする「土工」に加え、新たな対象工種として、施工規模1,000m3未満を対象とする「小規模土工」を拡充。
新たな出来形管理技術として、「ため池改修工」において面管理に対応した技術を追加。

適用スケジュール

上記に示す改定内容については、令和7年4月1日以降に契約に係る案件から適用する。
なお、旧基準に基づき予定価格を作成し、令和7年4月1日以降に契約する案件については、契約後に新基準に基づき契約変更が可能。



- 令和7年度は、週休2日(4週8休以上)について、通期の補正を廃止し、週単位及び月単位の補正を新設。実態調査の結果を踏まえて、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)の経費補正を設定。
- 原則、全ての工事を対象に、発注者指定方式※により発注(交替制工事は除く)。
※発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

■ 現場閉所による週休2日の補正係数

令和7年度	週単位の週休2日	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

■ 交替制による週休2日の補正係数

令和7年度	週単位の週休2日	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
現場管理費(率分)	1.03	1.02

- 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用について、実態を踏まえ、これまでの率での計上ではなく、積上げ計上とする。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率で計上される額の50%を上限とする。

■現場環境改善費の内容

計上費目	実施する内容
仮設備関係	用水・電力等の供給設備、緑化・花壇、ライトアップ経費 見学路及び椅子の設置、昇降設備の充実、環境負荷の軽減
営繕関係	現場事務所の快適化、労働宿舍の快適化、現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ、盗難防止対策(警報器等)
地域連携	地域対策費(関係農家との調整等)、完成予想図、工法説明図、工事工程表、デザイン工事看板、見学会等の開催、見学所、パンフレット・工法説明ビデオ、社会貢献

■現場環境改善費用の算定式

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

i : 現場環境改善費率 (%) $504.2 \cdot P_i^{-0.3533}$ (5億円以下の場合)
 0.43 (5億円を超える場合)

P_i : 対象額 (円) (直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 官貸額)

α : 積上げ計上分 (円) ※対象額の上限は5億円

■積上げ計上の際の留意事項

熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

大規模災害における復興係数・復興歩掛（継続）

（施工企画調整室）

○ 大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下している実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。

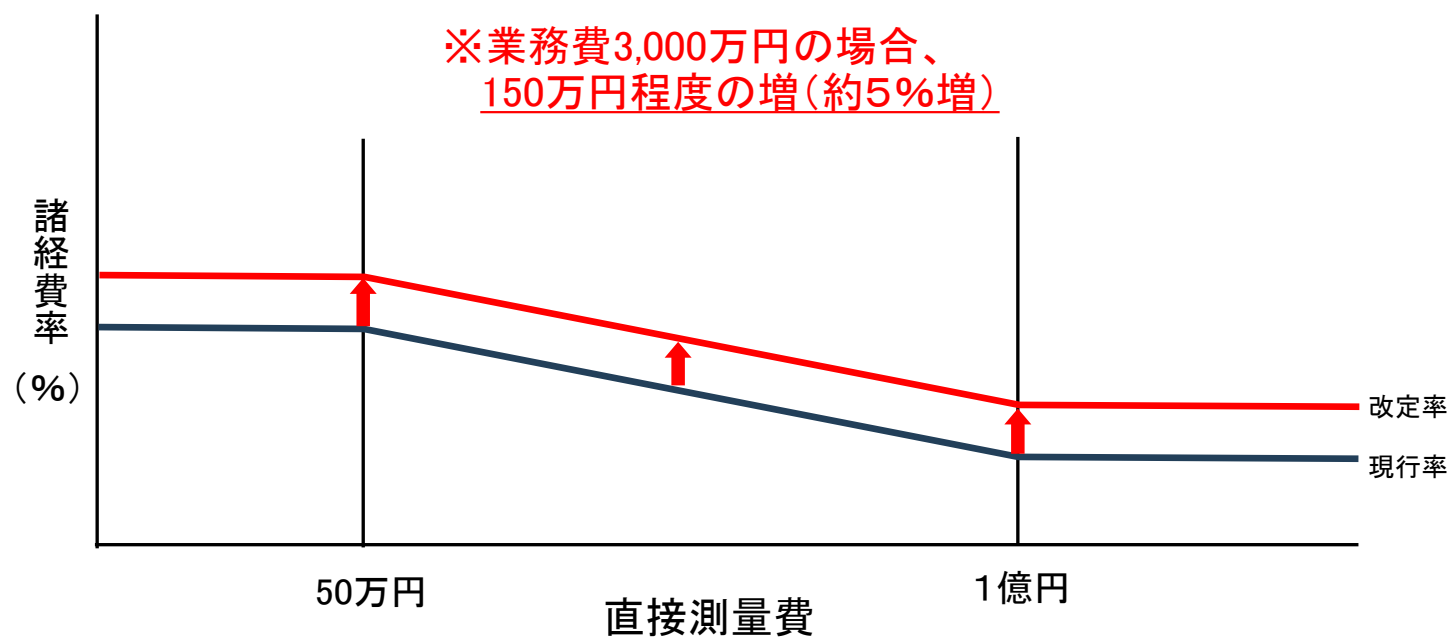
		岩手・宮城・福島県内 （東日本大震災）	熊本県内 （熊本地震）	広島県内 （平成30年7月豪雨）
復興係数 間接工事費 を補正	適用時期	H26.2.3	H29.2.1	R1.8.19
	対象工種	全ての土木工事	全ての土木工事	全ての土木工事
	補正率	共通仮設費：1.3 （福島県内：1.5）	共通仮設費：1.1	共通仮設費：1.1⇒ <u>1.0</u>
		現場管理費：1.1 （福島県内：1.2）	現場管理費：1.1	現場管理費：1.1⇒ <u>1.0</u>
復興歩掛 歩掛の日当たり標準作業量 を補正	適用時期	H25.10.1	H29.2.1	R1.8.19
	対象工種	土工	土工	土工
	補正率	土工：標準作業量を10%低減 ⇒ <u>0%</u>	土工：標準作業量を20%低減 ⇒ <u>10%低減</u>	土工：標準作業量を10%低減 ⇒ <u>0%</u>



補正率を見直し令和7年度も復興係数・復興歩掛を継続（広島県内の補正は終了）

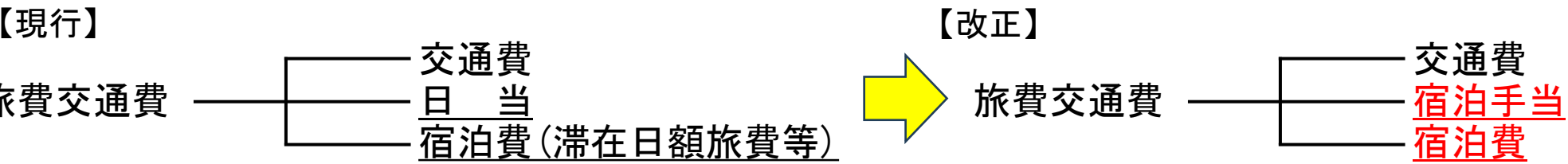
○ 実態調査の結果を踏まえ、測量業務の諸経費率を改正。

改定イメージ



【現行】	50万円以下	50万円超え1億円以下	1億円超え
	91.2	$371.23 \times (\text{直接測量費})^{-0.107}$	51.7
↓			
【改定】	50万円以下	50万円超え1億円以下	1億円超え
	95.8	$288.50 \times (\text{直接測量費})^{-0.084}$	61.4

○ 国家公務員等の旅費に関する法律等の改正を踏まえ、旅費交通費積算要領を改正。



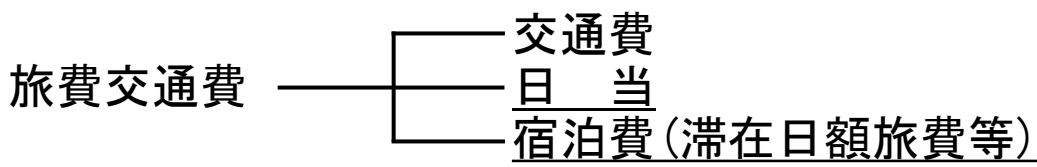
○宿泊手当
宿泊手当は宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は国家公務員等の旅費支給規程で定める一夜当たりの金額とする。

○宿泊費
宿泊費は旅行中宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程で定める額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

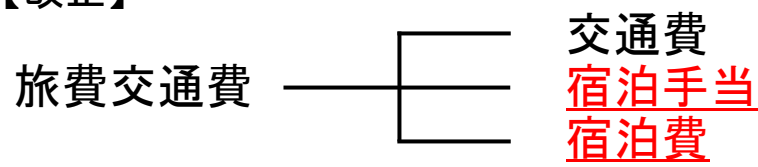
宿泊費及び宿泊手当に要する費用については、当初は計上しない。

受注者から宿泊情報が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

【現行】



【改正】



○日当
作業打合せ及び現地調査等を実施するために必要な費用
2,200円/日
※移動に要する日が0.5日未満で昼食を要しない場合は1/2の額(1,100円)を計上

○宿泊費(滞在日額旅費等)
職種に応じた普通旅費及び滞在日額旅費
5,930円～13,100円
例えば、技師A(6級相当、乙地方) 9,800円
技師長(9級相当、甲地方) 13,100円
※泊数に応じて定額計上



○宿泊手当
宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用
2,400円/日
内訳 朝食 800円
夕食 800円
諸雑費 800円
※宿泊に朝食、夕食が含まれている場合は減額計上

○宿泊費
地域の実情を勘案して定める額(宿泊基準額)
8,000円～19,000円
例えば、福島県、山口県 8,000円
東京都、京都府等 19,000円
※宿泊基準額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額を計上。なお、宿泊情報(例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書)が分かる資料の提出が必要。

- 令和7年4月の改正において、これまで施工規模1,000m³以上を対象とする「土工」に加え、新たな対象工種として、**施工規模1,000m³未満を対象とする「小規模土工」を拡充。**
- **新たな出来形管理技術として、「ため池改修工」において面管理に対応した技術を追加。**

■ 対象範囲

	対象工種	対象プロセス	出来形管理の対象技術		対象施工規模
小規模 土工	・掘削 ・盛土	・3次元起工測量 ・3次元設計データ作成 ・ICT建設機械による施工 ・3次元出来形管理等の施工管理 ・3次元データ納品	断面 管理	・TS等光波方式 ・TS（ノンプリズム方式） ・RTK-GNSS ・モバイル端末	1箇所当り施工土 量が1,000m ³ 未 満
			面 管理	・UAV空中写真測量 ・TLS ・UAVレーザー ・地上移動体搭載型LS ・施工履歴データ ・モバイル端末	
	・栗石基礎 ・碎石基礎 ・砂基礎 ・均しコンクリート ・管体基礎工（砂基礎等）	・3次元起工測量 ・3次元設計データ作成 ・3次元出来形管理等の施工管理 ・3次元データ納品	断面 管理	・TS等光波方式 ・TS（ノンプリズム方式） ・RTK-GNSS	
	・掘削（小規模）	・3次元起工測量 ・3次元設計データ作成 ・ICT建設機械による施工 ・3次元出来形管理等の施工管理 ・3次元データ納品	断面 管理	・TS等光波方式 ・TS（ノンプリズム方式） ・RTK-GNSS ・モバイル端末	・バックホウを用いて 実施する1箇所当 り施工土量が 100m ³ 以下 ・バックホウを用いて 実施する平均施工 幅が1m未満
ため池 改修工	・堤体工	・3次元起工測量 ・3次元設計データ作成 ・3次元出来形管理等の施工管理 ・3次元データ納品	面 管理	・TS等光波方式 ・TS（ノンプリズム方式） ・UAV空中写真測量 ・TLS ・UAVレーザー ・地上移動体搭載型LS ・RTK-GNSS	堤高15m未満の 堤体